

# 地球温暖化対策 実行計画書

平成29年4月1日

飯塚地区消防組合

## 1 計画の概要

### (1) 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づき、消防本部消防署の事務及び業務に関し、温室効果ガスの排出量の抑制を目指すことにより、自ら温暖化防止に具体的に取り組むことを目的とする。

### (2) 計画の対象とする温室効果ガス

排出量の抑制を目指す対象とする物質は、温室効果ガスの95%を占める二酸化炭素(CO2)とする。

#### 温室効果ガスの特性

| 温室効果ガス      | 人為的発生源                   | 地球温暖化係数 |
|-------------|--------------------------|---------|
| 二酸化炭素 (CO2) | 石油等化石燃料の燃焼<br>廃棄物等の焼却 など | 1       |

#### CO2 排出係数

|              |       |
|--------------|-------|
| 電 気 (kwh)    | 0.528 |
| 灯 油 (ℓ)      | 2.490 |
| 都 市 ガ ス (m3) | 2.230 |
| 液化石油ガス (kg)  | 3.000 |
| 水 道 (m3)     | 0.360 |
| 軽 油 (ℓ)      | 2.580 |
| ガ ソ リ ン (ℓ)  | 2.320 |

### (3) 計画の対象とする事務及び業務

消防本部及び消防署（各派出所含む）が実施する全ての事務、業務とする。  
ただし、災害等発生時はこの限りでない。

### (4) 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とし、技術の進歩及び計画の達成状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行なう。

### (5) 計画の参考数値

平成27年の実績をもとに算出

## 2 温室効果ガスの現状

### (1) 地球温暖化とは

二酸化炭素(CO2)など赤外線を吸収する温室効果ガスの濃度の増加に伴い、大気に蓄えられる熱が増加し、地球温暖化が進行している。

いまの高い経済成長を実現する社会においては、1980年～1999年に比べ2

1 世紀末の世界平均地上気温が 4.0 度上昇し、海面が 59 cm 上昇すると予測されている。

これによって、水や大気の流れなどの気象メカニズムが変化し、洪水や干ばつなどが多発し、海面の上昇による国土の水没や、生態系、食糧生産などへの深刻な影響が地球規模で生じることが予測されており、将来の子や孫の世代に与える悪影響が極めて大きいことから、地球温暖化は「21 世紀最大の環境問題」といわれている。

この地球温暖化問題の解決に向けて、1997 年京都で「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）」が開催され、各国の温室効果ガスの削減目標が定められている。

(2) 消防本部及び消防署における温室効果ガスの排出量実態  
平成 27 年の温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量

519 トン - CO2/年

温室効果ガス排出量

| 種別   | 合計      | 本部<br>(飯塚) | 山田     | 桂川     | 二瀬     | 穎田     | 庄内     | 稲築     | 嘉穂     | 碓井     | 穂波     | 筑穂     |
|------|---------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 電気   | 272,312 | 148,449    | 29,605 | 24,783 | 7,397  | 8,327  | 9,069  | 9,510  | 7,494  | 10,059 | 8,410  | 9,208  |
| 灯油   | 49,133  |            | 9,893  | 8,429  | 2,868  | 3,078  | 2,555  | 3,635  | 6,091  | 3,825  | 3,493  | 5,266  |
| 都市ガス | 11,295  | 11,295     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| LPガス | 1,429   |            | 275    | 308    | 69     | 124    | 71     | 118    | 119    | 104    | 118    | 124    |
| 水道   | 4,629   | 1,504      | 750    | 622    | 159    | 236    | 214    | 208    | 197    | 220    | 265    | 254    |
| 軽油   | 67,085  | 25,034     | 10,274 | 5,841  |        | 4,587  | 1,754  | 6,218  | 3,277  | 970    | 5,828  | 3,302  |
| ガソリン | 113,054 | 48,625     | 15,734 | 18,075 |        | 951    | 16,836 | 200    | 322    | 11,619 | 429    | 262    |
| 総計   | 518,936 | 234,907    | 66,531 | 58,058 | 10,494 | 17,303 | 30,499 | 19,888 | 17,499 | 26,796 | 18,544 | 18,418 |

※ 排出量の算出方法は、燃料及び光熱水使用量に温暖化係数と排出量係数を乗ずる。  
数値は、調整値を含むものもある。

3 消防本部及び消防署における計画の目標

- 各年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を極力抑制するよう努力する。
- 環境への負荷を低減することを目指す。

※ なお、消防業務の性質上、数値目標を設定して削減することが困難なため、数値削減目標は設定しない。

## 4 削減のための取組

### (1) 環境負荷の低減に配慮した事務及び業務の実施

職員が事務及び業務を行う際には、次のような取組により、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の削減を図り、環境負荷の低減に努めるものとする。

#### (ア) 電気使用量の抑制

- ・ 昼休み、時間外勤務時、晴天時には不必要な照明器具の消灯を行う。
- ・ 使用していないOA機器等の電源をこまめに切る。
- ・ OA機器、家電製品等の更新、導入に当たっては必要最小限の機能、能力及び消費電力量を考慮する。

#### (イ) 燃料使用量の抑制

- ・ 空調設備の温度管理を適切に行う。(冷房28度、暖房20度が目安)
- ・ 沸かし過ぎの防止等、ガスコンロやガス湯沸し器の効率的な使用に努める。
- ・ ボイラー等エネルギー供給設備の適正な管理を図る。

#### (ウ) 公用車燃料使用量の抑制

- ・ 公用車の更新、導入に当たっては、原則として低公害車または低排出ガス車を選択することを検討する。
- ・ 出張にはできるだけ公共交通機関を利用する。
- ・ 近距離の用務には、徒歩に努める。
- ・ 公用車利用の際、荷物の積み降ろし時や待機時にエンジンを停止するなど、アイドリング・ストップを実施する。

#### (エ) ゴミ排出量の削減

- ・ 分別回収ボックス等を設置し、ゴミの分別を図る。
- ・ 使い捨て製品の使用や購入を抑制する。
- ・ 物品の長期使用を心がけるとともに、故障等の際には修繕により再使用に努める。
- ・ 物品の購入にあたっては、簡易包装を心がける。

#### (オ) コピー用紙及び印刷用紙使用量の削減

- ・ プリンターでの印刷は、印刷範囲及び印刷部数等を必ず再確認する。
- ・ コピー機の使用時は、必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。
- ・ 可能な限り、両面コピーを行う。
- ・ 片面使用済のコピー用紙及び印刷用紙は回収して、メモ用紙、FAX用紙、印刷機試し刷り用紙等として再利用する。
- ・ 会議用資料や報告書等のページ数及び部数は必要最小限とする。
- ・ 回覧、掲示板等の利用により資料の共有化を図る。

#### (カ) 水使用量の削減

- ・ 洗面、歯磨き及び食器洗い等の際は、水の流しっぱなしをやめ、洗面器、コップ、ボール等での溜め水を利用し、節水に努める。
- ・ 洗車時には、バケツ水の使用、流量の抑制、流水ストッパー付シャワーノズルの取付使用等により節水に努める。

### (2) 環境負荷の少ない製品やサービスの積極的な選択

事務的業務において使用する製品や提供を受けるサービスについては、環境負荷の少ない製品、原材料、サービス等を選択し、積極的に調達するよう努める。

(再生紙の購入、エネルギー消費効率の高い製品、節水型製品等の購入、低公害車の購入、リサイクル製品の購入、簡易包装商品及び詰め替え可能な製品の購入、長期使用が可能な製品の購入等)

(3) 環境に配慮した庁舎の維持管理

建物の維持管理及び施設改善等にあたって、次のような事項に配慮する。

(ア) 環境負荷の少ない燃料及び機器の使用

- ・ 良質な燃料への転換、環境への負荷の少ない機器の導入、利用を図る。

(イ) 建物の省エネルギー化

- ・ 高効率の設備及び機器の採用、断熱性の向上等を通じて、建物の省エネルギー化を図る。

(ウ) 緑化の推進

- ・ 庁舎及びその周辺への緑化を図る。

(エ) 職員の環境保全意識の向上

- ・ 本計画による取組の実効性を高めるには、職員一人一人が環境保全意識を高めるとともに実践することが重要であることから、環境に関する情報提供や、研修の実施を図る。

5 計画の推進と点検及び公表

(1) 推進体制

(ア) 「地球温暖化対策統括推進監督者」は、総務課長とし、計画の推進状況の点検、指導、取りまとめを行う。

(イ) 消防本部及び消防署に各1名の「地球温暖化対策推進監督者」を置き、計画の推進状況の点検、指導を行う。

消防本部は総務課長補佐、消防署は副署長とする。

(ウ) 消防本部及び消防署に各1名の「地球温暖化対策推進委員」を置き、取組の点検、指導を行い、職員の積極的な取組を推進する。

消防本部は総務課庶務係長、消防署は当直司令又は当直司令補とする。

(エ) 消防本部、消防署及び派出所に各1名の「地球温暖化対策推進員」を置き、職員の積極的な取組を推進するとともに、温室効果ガス排出量等を把握し集計する。

消防本部は総務課庶務係、消防署は庶務担当職員、派出所は分隊長とする。

(2) 結果の点検

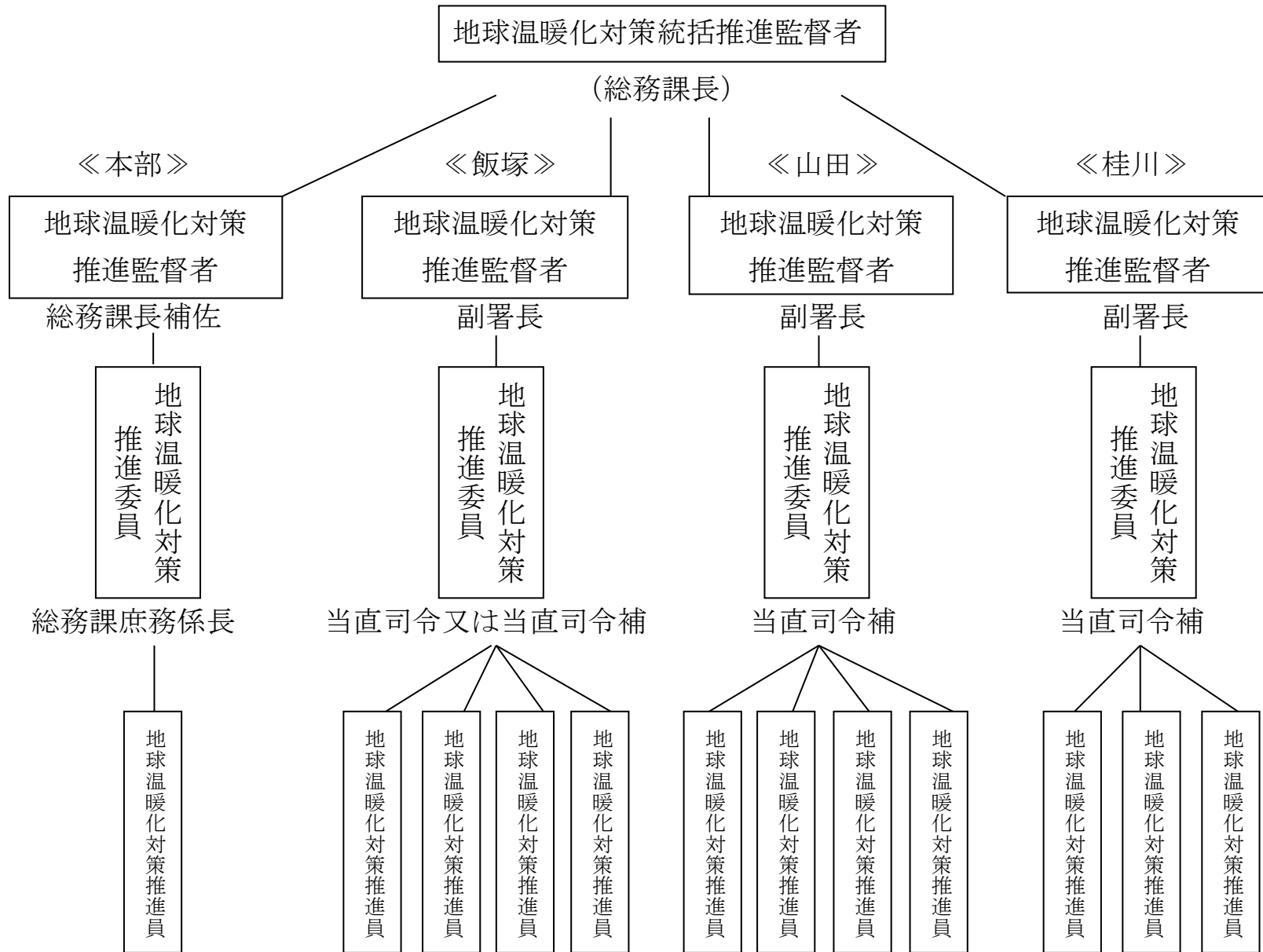
温室効果ガスの排出量を毎年度把握する。

(3) 公表等

本計画は、職員に公表し、適宜見直し、おおむね5年ごとに改正する。

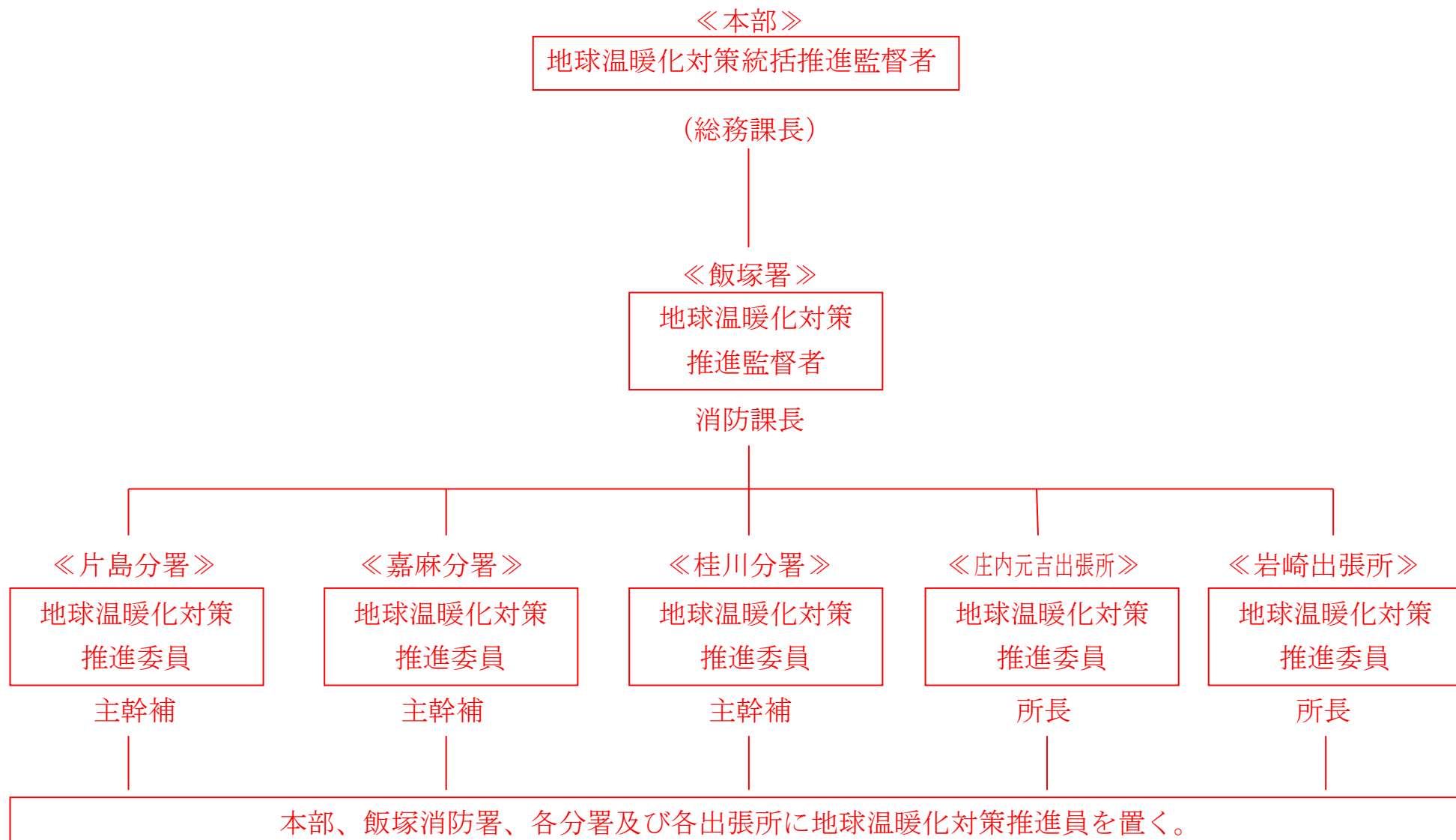
附 則

本計画は、平成29年4月1日から施行する。



消防本部は総務課庶務係、消防署は庶務担当職員、派出所は分隊長

組織再編後における体制



消防本部＝庶務係・消防署＝消防係・分署＝消防係・出張所＝警備係